

議第4号

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い改正しようとする。

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年高山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務、市長が行う別表第2の第1欄に掲げる事務及び市長が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 市長は、<u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務、市長が行う別表第2の第1欄に掲げる事務及び市長が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 市長は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。</p> <p>3 (略)</p>

改正前			改正後		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
利用する事務	特定個人情報を保有する事務	特定個人情報	利用する事務	特定個人情報を保有する事務	特定個人情報
高山市税条例（昭和30年高山市条例第32号）に基づく市民税の賦課に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報（番号法別表第2に規定する医療保険給付関係情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの	高山市税条例（昭和30年高山市条例第32号）に基づく市民税の賦課に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの
	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの			高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの	
	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報（番号法別表第2に規定する介護保険給付等関係情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報（介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの
	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものの部分（略）			生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものの部分（略）	
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるものの部～障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害者の日常生活支援の決定に関する事務であって規則で定めるものの部（略）			身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるものの部～障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害者の日常生活支援の決定に関する事務であって規則で定めるものの部（略）		
生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の	地方税関係情報（番号法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の	地方税関係情報（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはそ

実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの	の
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの	児童扶養手当関係情報（番号法別表第2に規定する児童扶養手当関係情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分～母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分（略）	
	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの	児童手当関係情報（番号法別表第2に規定する児童手当関係情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの
	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分（略）	
高山市福祉医療費助成金条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの	障害者自立支援給付関係情報（番号法別表第2に規定する障害者自立支援給付関係情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの
	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分～障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分（略）	

実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの	の算定の基礎となる事項に関する情報。以下同じ。）であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの	児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分～母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分（略）	
	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの	児童手当関係情報（児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの
	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分（略）	
高山市福祉医療費助成金条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの	障害者自立支援給付関係情報（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの
	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分～障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分（略）	

<p>生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報（番号法別表第2に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報（生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの</p>
<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものの部分（略）</p>		<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものの部分（略）</p>	
<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるものの部～公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく家賃又は駐車場使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるものの部（略）</p>		<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるものの部～公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく家賃又は駐車場使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるものの部（略）</p>	

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。